

# 松本地区労組会議データ File 2013 No. 55

2014/7/23 松本地区労働組合会議 〒390-0811 長野県松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内

Tel: 0263-33-9513/Fax: 0263-33-6000/Email: [ape03602@go.tvm.ne.jp](mailto:ape03602@go.tvm.ne.jp)

## 1. 最低賃金が生活保護費未満…5都道県に拡大

山本知弘（2014年7月16日）

	最低賃金 (時給)	逆転差額
北海道	734	11
宮城★	696	1
東京★	869	1
兵庫★	761	1
広島★	733	4

■最低賃金で働いても生活保護水準に届かない5都道県

単位・円。★は昨年秋の最低賃金引き上げで解消した「逆転」が再び発生した地域

最低賃金で働いても生活保護水準に届かない5都道県

国が定める最低賃金で働いた場合の収入より、生活保護で受け取る額の方が高い「逆転現象」が、北海道、宮城、東京、兵庫、広島の5都道県に拡大したことが、厚生労働省のまとめでわかった。昨年の引き上げで北海道を残して逆転は解消したが、働き手が負担する社会保険料が上がったことなどが影響した。

最低賃金はこれより低い額で人を雇うと違法になり、引き上げは非正社員の賃金の底上げにつながる。厚労省の審議会が目安を示し、各都道府県ごとに毎年見直される。いまは全国平均で時給764円。

働き手の意欲をそぎかねないため、2008年施行の改正最低賃金法は生活保護水準との逆転解消を求め、大幅アップが毎年続いて逆転地域は減る傾向にあった。昨秋の引き上げで10都府県で逆転が消え、残りは北海道だけとなった。

ところが直近のデータで算出したところ、再び4都県で逆転が生じた。北海道では昨秋時点で7円だった逆転額が、11円に広がった。その他の地域の逆転額は広島が4円で、宮城、東京、兵庫の3都県は1円。社会保険料が上がる一方、生活保護の世帯向けの住宅費補助が増えたためだ。

ただ、逆転差額は縮小傾向にある。おとしの引き上げ前には最大で30円、昨年は最大で22円あったのが、今年は11円。全国平均で15円の増額が実現した昨年並みの引き上げがあれば、08年の改正法施行後初めて全地域で逆転が解消する。15日の審議会小委員会では「今年度で逆転を解消すべきだ」といった意見が労働組合の代表から出た。一方、経営側代表からは「企業の支払い能力を考えないと悪影響が出る」といった慎重意見もあった。

審議会は7月末をめどに47都道府県ごとの引き上げ目安額を答申する。その後、地域経済の実情を踏まえ、各地域の労働局長が金額を決める。10月をめどに引き上げられる。（山本知弘）

## 2. 〈生活基礎調査〉子どもの貧困16.3%、過去最悪

厚生労働省は15日、2013年の「国民生活基礎調査」を公表した。お金の面で普通の暮らしが難しい人の割合を示す「相対的貧困率」（12年）は16.1%で、記録が残る1985年以降、過去最悪だった前回調査（09年、16%）より0.1ポイント悪化した。17歳以下の子どもの貧困率は前回は0.6ポイント上回る16.3%に達し、初めて全体の貧困率を上回った。同省は、非正規雇用の増加による所得の減少などが影響したとみている。

毎年調べている、1世帯当たりの平均所得（12年）は、前年比2%減の537万2000円で、85年以降、過去4番目の低さだった。暮らし向きを尋ねたところ、「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた人が計59.9%に上り、上昇傾向が続いている。

こうした中、12年の相対的貧困率は85年（12%）から27年で計4.1ポイント上昇。背景には非正規雇用の割合が全体の36.7%（13年、総務省調査）に達したことに加え、低所得の単身高齢者の増加がある。子どもの貧困率も85年（10.9%）より5.4ポイント悪化した。6人に1人は貧しい計算だ。

また、単独世帯の増加に伴い、1世帯の平均人数は2.51人（13年）と過去最低になった。5人だった53年から半減した。65歳以上の高齢者が65歳以上を介護している世帯の割合は51.2%（13年）。初めて半分を超え、「老老介護」の増加ぶりが浮かんた。

調査は13年6～7月に実施。抽出した29万5000世帯中、23万世帯から有効回答を得た。所得に関する質問には3万6000世帯のうち、2万6000世帯が答えた。政府は今年1月に施行された「子どもの貧困対策法」に基づき、近く大綱を閣議決定する。【佐藤丈一】

#### 【ことば】相対的貧困率

世帯所得から税や社会保険料を除いて計算した、国民一人一人の年間手取り額を少ない方から並べると、2012年は244万円が真ん中に来る。相対的貧困率は手取りが真ん中の半分（12年は122万円）に届かない人の割合を指す。子ども（0～17歳）の貧困率は同居する親の所得などで計算する。調査は3年に1度。厚労省は民主党政権当時の09年、貧困率を初めて公表した。（毎日新聞 7月15日(火)）

## 3. メールマガジン労働情報 No. 1030

### 判例命令

### 育休で昇給見送りは違法 勤務先に賠償命じる／大阪高裁

3カ月の育児休業を理由に昇給させないのは違法などとして、京都市の看護師の男性（44）が、勤務していた病院側を相手に、給与などの未支払い分を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁（小松一雄裁判長）は18日、育児・介護休業法に違反するとして、15万円の賠償を命じた一審京都地裁判決を変更し、約24万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

判決によると、男性は2010年度に3カ月間の育児休業を取得。病院側は11年度、就業規則に基づき職能給を昇給せず、12年度には昇格試験を受けさせなかった。

一審は昇格の機会を与えなかったことだけを違法としたが、小松裁判長は昇給させなかったことについても「欠勤、休暇よりも合理的理由なく不利益に取り扱い、育休取得の権利を抑制する」と述べ、無効と判断した。（時事通信 2014年7月18日）

## 4. コミュニティ・ユニオン全国ネット有期雇用プロジェクトチーム通信

（CUNN 有期雇用 PT 通信）40号 20140722

資生堂鎌倉工場で派遣労働者として働いていた女性7人が、契約期間中の解雇や雇い止めを無効として、資生堂などに地位確認と賃金支払いなどを求めていた裁判で、横浜地裁は7月10日、派遣元のアンフィニの解雇・雇い止めを無効として、同社に対して、未払い賃金計3600万円の支払いを命じる判決を言い渡した。非正規労働者を安易に解雇

することを容認する判決が相次いでいることや、最近の横浜地裁は労働事件で、次から次へとひどい判決を言い渡していることから、「画期的」と言ってよかろう。しかし、彼女らが解雇された2009年5月当時、資生堂の経営は極めて好調だった。利益を上げるために減産を通告し、それに応じて派遣会社がただちに労働者を解雇するという経過をみれば、やはり資生堂の責任なしとした裁判所は、資生堂と同じようにひどい。

詳しくは当該労働組合のサイトがあるので参照してください。<http://shiseido-labordispute.com/wp/?p=449>

## □ 「日本は戦争をするのか」講演会のご案内

- ◆ 8月9日（土）13時開会
- ◆ 長野県松本勤労者福祉センター第7会議室  
松本市中央4-7-26 TEL:0263-35-6286
- ◆ 呼びかけ人トーク／活動方針／意見交換など
- ◆ 記念講演 「日本は戦争をするのか」  
東京新聞・中日新聞編集委員 半田 滋さん
- ◆ 参加費無料



戦争をさせない1000人委員会・まつもと（仮称）準備会

## □ 長野県政策フォーラム Vol.2

### 避難者の「思い」交流会

東日本大震災・福島第一原発事故から3年4カ月。岩手、宮城、福島などから長野県内に避難を続けている皆さんが1000人以上いる。現に困難を抱えながら生活している避難者の皆さんの思いを共有し、あらためて震災・原発事故を風化させない、そして自分たちに何ができるのか考えましょう。

- 日 時 7月27日（日）午前10～12時
- 場 所 松本市勤労者福祉センター第1会議室
- 内 容 ・ 避難者の皆さんの思いの交流 ・ こども松本留学基金について  
・ 意見交換
- よびかけ 避難者、避難者支援グループ、地方議員、行政、一般市民他
- 主 催 長野県政策フォーラム実行委員会
- 事 務 局 社民党長野県連合 026-235-2727
- 連絡先 長野県議会議員 中川博司 090-2623-0544 white.otti@gmail.com